

「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」新旧対照表

改正前（現行）	改正後
<p>2. 照会</p> <p>(3) 照会書面の記載要領 照会書面（電子的方法を含む。）は、下記の要件を満たしているものでなければならない（追加）。</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p>3. 回答</p> <p>(1) 回答期間 上記2. の照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。 <u>（追加）</u></p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p>(3)回答の方式 照会に対する回答は、書面により行うものとする（追加）。ただし、照会者が口頭で回答することに同意する場合には、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p>(4)回答を行わない事案 課室の長は、以下に掲げる要件に該当する照会に対しては、回答を行わないことができる。この場合において、課室の長は、照会者に対し、遅滞なく、回答を行わない旨及びその理由を通知することとする。 (①②省略)</p> <p><u>③ 申出に係る領域で近々法令改正が予定されている照会</u></p> <p><u>④ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事</u></p>	<p>2. 照会</p> <p>(3) 照会書面の記載要領 照会書面（電子的方法を含む。）は、下記の要件を満たしているものでなければならない（参考：別紙様式1）。</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p>3. 回答</p> <p>(1) 回答期間 上記2. の照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。<u>なお、いずれの場合においても、できるだけ早く回答することに努めることとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p>(3)回答の方式 照会に対する回答は、書面により行うものとする（参考：別紙様式2）。ただし、照会者が口頭で回答することに同意する場合には、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p style="text-align: center;">（同左）</p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p> <p><u>③ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事</u></p>

案に係る照会

- ⑤ 既に金融庁のホームページにおいて回答が公表されている照会と同種類の照会
- ⑥ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会
- ⑦ 類似の事案が争訟（訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立て）の対象となっている照会

（ 中 略 ）

5. 実施時期

平成 13 年 7 月 16 日より実施する。

(改正)

- ・ 平成 15 年 7 月 4 日 上記 4. 改正、実施。
- ・ 平成 16 年 5 月 14 日 上記 3. (3)、(5)改正、実施。

（追加）

案に係る照会

- ④ 既に金融庁のホームページにおいて回答が公表されている照会と同種類の照会
- ⑤ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会
- ⑥ 類似の事案が争訟（訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立て）の対象となっている照会

（ 中 略 ）

5. 実施時期

平成 13 年 7 月 16 日より実施する。

(改正)

- ・ 平成 15 年 7 月 4 日 上記 4. 改正、実施。
- ・ 平成 16 年 5 月 14 日 上記 3. (3)、(5)改正、実施。
- ・ 平成 17 年 10 月 7 日 上記 2. (3)、3. (1)、(3)、(4)改正、実施。